

改正

平成15年3月28日規則第4号
平成17年3月30日規則第7号
平成20年3月17日規則第7号
平成22年3月31日規則第5号
平成25年3月25日規則第12号

占冠村簡易水道事業給水管理条例施行規則

占冠村簡易水道事業給水管理条例施行規則（昭和44年占冠村規則第14号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、占冠村簡易水道事業給水管理条例（昭和42年占冠村条例第6号。以下「条例」という。）の施行について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（給水装置の新設等の申込）

第2条 条例第5条第1項の規定により給水装置の新設、改造、修繕又は撤去を行おうとする者は、給水装置工事申込書（第1号様式）を村長に提出し、承認を受けなければならない。

2 村長は、次の各号の一に該当するときは、条例第5条第2項の規定により、利害関係人同意書（第2号様式）又はこれに代わる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 他人の土地又は家屋に給水装置を設置するとき。
- (2) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。
- (3) その他当該給水装置を設置することによって、利害関係人があるとき。

（給水装置使用材料）

第3条 村長は、条例第7条第2項に定める設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）に対し、当該審査若しくは検査に係わる給水装置工事で使用される材料が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第4条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 村長は、前項に規定により村長が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することがある。

（給水装置の設置及び工事の実施方法）

第3条の2 給水装置の構造及び材質は、政令第4条に定める基準に基づき厚生省令（平成9年3月19日第14号）によるものとし、給水装置の設置及び工事の実施方法は、村長が別に定める給水装置工事設計施工基準によらなければならない。

（給水装置工事の設計審査）

第4条 条例第7条第2項の規定により給水装置工事の設計審査を受けようとする指定工事事業者は、給水装置工事設計審査申請書（第3号様式）により、村長に申請しなければならない。

2 前項の設計審査申請書には、工事設計書、図面その他必要な書類を添付しなければならないものとする。

（給水装置工事の設計承認）

第5条 村長は、前条の規定による設計審査申請があつたときは、当該申請の内容が適正かどうかを審査し、適正と認めるときは、当該設計審査申請書に承認印を押印のうえ交付するものとし、適正でないとき認めるときは、その理由を付してその旨当該申請者に通知するものとする。

（給水装置工事の着工届及び完了届）

第6条 前条の承認を受けた給水装置工事に着工しようとする指定工事事業者は、給水装置工事着工届（第4号様式）を村長に提出しなければならないものとする。

2 条例第7条第2項の規定により給水装置工事を完了した指定工事は、給水装置工事完了届（第5

号様式)を村長に提出し、その工事の検査を受けるものとする。

3 前項の完了届には、給水装置工事台帳(第6号様式)その他必要な書類を添付しなければならないものとする。

4 村長は、第2項の検査の結果、適正と認めたときは、給水装置工事検査済書(第7号様式)を交付するものとする。

(工事費の算出方法)

第7条 条例第8条に規定する工事費の算出方法は、次のとおりとする。

(1) 材料費は、給水装置工事に使用する材料の数量に、村長が別に定める材料単価額を乗じて算出する。

(2) 運搬費は、給水装置工事に使用する材料等の運搬に要する費用を算出する。

(3) 労力費は、村長が別に定める工種別賃金単価に標準歩掛を乗じて算出する。

(4) 道路復旧費は、道路管理者が別に定める費用を算出する。

(5) 工事監督費は、村職員の給与と標準歩掛を乗じて算出する。

(6) 間接経費は、材料費、労力費及び道路復旧費の合計額に、村長が別に定める割合を乗じて算出する。

(7) 特別の費用は、冬季間の特殊労力費又は割増その他給水装置工事に特別必要な経費とし、その都度算出する。

(工事費の予納)

第8条 条例第9条第1項に規定する工事費概算額の予納額は、工事費概算額予納通知書(第8号様式)により、給水装置工事を申込みした者に通知するものとする。

2 村長は前項の通知を発した日から20日以内に工事費の予納がない場合は、給水装置工事の申込みを取消したものとみなす。

(工事費の精算)

第9条 条例第9条第1項本文の規定により予納のあった工事費概算は、同条第3項の規定により給水装置工事完了後に精算するものとし、工事費精算通知書(第9号様式)により、給水装置工事を申込みした者に通知するものとする。

(工事費概算額の分納)

第10条 工事費概算額を一括して予納することができない者は、工事費概算額分納承認申請書(第10号様式)に、工事費概算額分納証書(第11号様式)を添付のうえ村長に申請し、村長の承認を受けたときは、工事費概算額を分納できるものとする。

2 前項の分納方法は、村長が別に定めるところによる。

3 村長は工事費概算額の分納を承認したときは、工事費概算額分納承認通知書(第12号様式)により、分納方法及び分納額等を給水装置工事の申込者に通知するものとする。

4 村長は、前項の通知を発した日から20日以内に第1回の分納額を納付しないときは、工事の委託を取消したものとみなす。

(工事費概算額の分納額精算)

第11条 前条第3項の場合で、精算した工事費と工事費概算額の分納承認通知額に過不足があるときは、第2回以後の分納額でこれを増減するものとする。

(給水装置所有権の留保)

第12条 工事費概算額の分納を承認された給水装置は、工事費が完成されるまで、その所有権は、村に留保し、その管理は、給水装置工事の申込者の責任とする。

(工事費概算額の分納取消)

第13条 工事費概算額の分納を承認された工事申込者は、給水装置の工事費を完納前に、当該給水装置を撤去又は使用者若しくは所有者を変更しようとするときは、未納の工事費を即納しなければならない。ただし、使用者又は所有者の変更の場合で、その給水装置を引き継ぐ者が未納額の工事費

の納入を継承し、村長の承認を得たときは、この限りでない。

(工事費未納の場合の処分)

第14条 村に給水装置工事の申込みをし、村が施行した給水装置工事の工事費を申込者が指定期限内に納入しないときは、村長はその給水装置を撤去することができるものとする。

2 村長は、撤去した給水装置の諸材料を売却処分して未納工事費に充当し、過不足があるときは、これを還付又は追徴するものとする。

(給水申込)

第15条 条例第14条に規定する給水申込みをしようとする者は、水道使用申込・開栓書(第13号様式)を提出しなければならない。

(給水装置所有者の代理人)

第16条 条例第15条の規定により、給水装置の所有者が村内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有しないとき又は有しなくなったときは、あるいは村長が必要と認めたときは、給水装置に関する一切の事項を処理させるため、市内に居住し独立の生計を営む者のうちから本人の同意を得て代理人を定め、遅滞なく村長に届け出なければならない。代理人を変更するときも、同様とする。

2 前項に規定する届け出は、給水装置所有者代理人選定(変更)届(第14号様式)によって、これを行うものとする。

(給水装置管理人)

第17条 条例第16条の規定による管理人を選定したとき、又は管理人を変更したときは、給水装置管理人選定(変更)届(第15号様式)により、遅滞なく村長に届け出るものとする。

(水道使用の中止、変更等の届出)

第18条 条例第19条の第1項の規定により、水道使用を中止するときは水道使用閉栓届(第13号様式)、給水装置の用途を変更するときは給水装置用途変更届(第16号様式)により、村長に届け出るものとする。

(給水装置使用者の変更)

第19条 給水装置所有者は、給水装置の使用者を変更しようとするときは、給水装置使用者変更届(第17号様式)により、村長に届け出るものとする。

(給水装置所有者の変更)

第20条 給水装置所有者を変更するときは、給水装置所有者変更届(第18号様式)により、村長に届け出るものとする。

(消防用として水道を使用した場合)

第21条 水道を消防用として使用したときは、水道消防用使用届(第19号様式)により、村長に届け出るものとする。

(水質検査の請求)

第22条 条例第22条の規定に基づく給水装置又は水質の検査を請求しようとする者は水質検査請求書(第20号様式)を村長に提出しなければならない。村長はその水質等の結果について、水質検査結果通知書(第21号様式)により請求者に通知するものとする。

(身分証明書)

第23条 条例第33条に規定する検査等に従事する職員は、村長の発行する水道検査員身分証明書(第22号様式)を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(給水装置の切り離し)

第24条 条例第36条の規定に基づき、給水装置の切り離しが必要なときは、村長は給水装置の所有者にその旨を通知しなければならない。

2 村長は、所有者の不明等の理由により前項の通知をすることができないときは、占冠村公告式条例(昭和25年占冠村条例第8号)第2条第2項に規定する掲示板に掲示して行うものとする。

(使用水量の検針通知)

- 第25条** 村長は水道メーター検針票（第23号様式）により、使用水量を給水装置使用者に通知する。
（料金、手数料等の減免申請）
- 第26条** 条例第32条の規定により水道料金、手数料その他の費用を減免する者は、次の各号の一に該当するものとする。
- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号に規定する生活扶助を受けている者
 - （2）所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずる者
 - （3）天災、災害その他の理由により料金の納付が困難である者
 - （4）その他、村長が公益上その他特別の理由があると認めた者
- 2 前項の規定によって水道料金、手数料その他の費用に減免を受けようとする者は、水道料金等減免申請書（第24号様式）に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。
- 3 村長は、前項の規定により申請があったときは、その適否を決定し、水道料金等減免決定・却下通知書（第25号様式）により通知するものとする。
- 4 第1項の規定によって減免を受けた者がその事由が消滅したときは、直ちにその旨を村長に届出なければならない。
（減免の額）
- 第26条の2** 前条の規定による減免の額は次に掲げる額とする。
- （1）前条第1項第1号に該当する者の1ヶ月当たりの料金の減免の額は220円とする。
 - （2）前条第1項第2号、第3号及び第4号に該当する者の1ヶ月当たりの料金の減免の額は、その都度村長が別に定める。
（標識の掲示）
- 第27条** 村長は、給水装置を設け、水道を使用している家屋には、水道使用標識（第26号様式）を掲示するものとする。
（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査）
- 第28条** 条例第40条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。
- （1）次に掲げる管理基準に従い、管理すること。
 - ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
 - イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
 - ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する厚生省令（平成4年厚生省令第69号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
 - エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
 - （2）前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。
（委任）
- 第29条** この規則の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の占冠村簡易水道事業給水管理条例施行規則の規定に基づいてなされた許可、届出その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定に基づいてなされたものとみな

す。

附 則（平成15年3月28日規則第4号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日規則第7号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月17日規則第7号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第5号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日規則第12号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

給水装置工事申込書

占冠村長

様

受付番号

調定番号

申込戸数	戸
------	---

下記のとおり給水装置工事を申し込みます。

給水装置工事の種類	新 設 改 造 修 繕 撤 去 臨 時
用 途	一般用 営業用 団体用 大口用 臨時用
給水装置工事 申 込 み 者	住 所 氏 名 印 (電話)
給水装置設置場所 使用者(料金支払者) 勤務先又は連絡先	住 所 氏 名 印 (電話) (電話)
給水装置工事 指 定 工 事 業 者	住 所 氏 名 印 (電話)
主 任 技 術 者	氏 名
工事施工中に臨時用水を使用する場合は料金の支払者を記入下さい。	
臨時水道料金支払者	住 所 氏 名 印 (電話)
給水工事に伴う利害関係の有無 (有 ・ 無)	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
臨時水道使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
委 任 状 私所有の給水装置のうち、図面記載の公道部分の維持管理を村に委任いたします。 委任者 印	特記事項 ----- ----- ----- -----

第 1 号様式の 2 (第 2 条関係)

受付番号

修繕工事施行届

年 月 日

占冠村長 様

指定工事業者 印

主任技術者

下記給水装置の修繕工事を施行しましたので、お届けします。

修繕箇所の所有者		氏名	
修繕箇所の使用者		氏名	
修繕指示月日	年 月 日	指示者	村
		氏名	使用者
着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
費用負担区分	私費・村費・業者		

事故の概要	1 水抜栓 (a 出ない b 止まらない c レバーが回らない d その他)
	1 量水器 (a 漏水 b 不転 c コード断線 d その他)
	3 室内配管 4 カラン 5 止水栓 6 給水管
	7 その他 ()
修繕内容	

修繕完了時最終指針 (受信器の指針)	m ³	受付承認印	
-----------------------	----------------	-------	--

第2号様式 (第2条関係)

利害関係人同意書

占冠村簡易水道事業給水管理条例第5条第2項に基づき、当該給水工事に関する利害関係人の同意を、下記のとおり得ましたので提出いたします。

記

私が利害関係を有する土地
家屋に給水装置工事を施行することに同意いたします。
給水装置

年 月 日

住 所

氏 名 印（電話 ）

備考

- 1 土地所有者の利害関係とは、他人の土地に給水管を埋設する場合
- 2 家屋所有者の利害関係とは、借家住まいの人が借家に配管をする場合
- 3 給水管所有者の利害関係とは、他人の給水管より水道を引く場合

以上の利害関係がある場合、署名捺印して提出して下さい。

第3号様式（第4条関係）

受付番号

給水装置工事設計審査申請書						年 月 日	
占冠村長 様							
下記のとおり設計しましたので、関係書類を添えて申請します。				指定工事業者	住所 氏名	印	
				主任技術者		印	
所有者	住所		氏名		電話		
使用者	住所		氏名				
設置場所			給水工事の種類	新設・改造・修繕・撤去・臨時			
用途	一般用 ・ 営業用 ・ 団体用 ・ 大口用 ・ 臨時用						
工事着工予定年月日	年 月 日			工事完了予定年月日	年 月 日		
同意事項	土地	住所	氏名				
	家屋	住所	氏名				
	給水装置	住所	氏名				
受水槽の有無	有 ・ 無（有効容量 m ³ ）				審査承認印		
道占	道路占用	有 ・ 無					
路用	道路種別	村道 ・ 道道 ・ 国道					
通行規制		有 ・ 無					
断水工事		有 ・ 無					
特記事項	----- ----- ----- -----						

第4号様式（第6条関係）

受付番号

給 水 装 置 工 事 着 工 届

年 月 日

占冠村長 様

指定工事業者 印

主任技術者 印

下記給水装置工事着工したのでお届けします。

給水装置工事の種類	・新 設 ・改 造 ・修 繕 ・撤 去 ・臨 時		
用 途	・一般用 ・営業用 ・団体用 ・大口用 ・臨時用		
申 込 者		氏名	
臨時水道料支払者		氏名	
所 有 者		氏名	
使用者（設置場所）		氏名	
勤務先及び連絡先	（電話 ）		
工 期	着 工 完了予定	年 月 日 年 月 日	
特 記 事 項			

第5号様式（第6条関係）

受付番号

給水装置工事完了届

年 月 日

占冠村長 様

指定工事業者 印

主任技術者 印

下記給水装置工事を完了したので関係書類を添え、お届けします。

給水装置工事の種類	・新 設 ・改 造 ・修 繕 ・撤 去 ・臨 時		
用 途	・一般用 ・営業用 ・団体用 ・大口用 ・臨時用		
申 込 者		氏名	
臨時水道料支払者		氏名	
所 有 者		氏名	
使用者（設置場所）		氏名	
勤務先及び連絡先	（電話 ）		
工 期	着工 年 月 日	完了 年 月 日	
精 算 工 事 費	円		
特 記 事 項			

第6号様式（第6条関係）

給水装置工事検査済書

受付番号

年 月 日

様

占冠村長

印

年 月 日完了届出のあった下記の給水装置工事は、占冠村簡易水道事業給水管理条例施行規則第3条の2の規定に適合していることを認めます。

記

給水装置工事の種類	新設・改造・修繕・撤去・臨時
設置場所	占冠村
給水装置工事申込者	住所 氏名
給水装置の種類	専用給水装置・私設消火栓
給水装置の用途	
注意事項	

その他
第8号様式（第8条関係）

工事費概算額予納通知書

第 号
年 月 日

様

占冠村長 印

年 月 日付けで委託のあった給水装置工事の設計が終わり、下記のと
おりの工事費概算額となりましたので、予納下さるよう通知いたします。

記

給水装置工事費概算額 金 円也
予 納 期 限 年 月 日

この給水装置工事費概算額を予納していただいてから、給水装置工事に着工いたしま
す。また、予納期限までに工事費の納入がない場合は、給水装置工事の申込みは、なか
ったものとみなされます。一括して予納することができない場合は、分納することもで
きます。なお、給水装置工事費概算額に過不足が生じた場合は、給水装置工事完了後精
算します。

第9号様式（第9条関係）

工 事 費 精 算 通 知 書

第 号
年 月 日

様

占冠村長 印

年 月 日付けで申込みのあった給水装置工事が完了し、下記のとおり
工事費を精算したので通知します。

記

工事費概算額予納額	金	円也
工事費精算額	金	円也
差引過納・不足額	金	円也

第10号様式（第10条関係）

工事費概算額分納承認申請書

年 月 日

占冠村長 様

申請者 住所
氏名 印

下記給水装置の工事費概算額の分納について申請します。

記

給水装置工事の種類	新設・改造・修繕・撤去
設置場所	占冠村
給水装置の種類	専用給水装置・私設消火栓
給水装置工事費概算額	金 円也
第1回工事費分納額	金 円也
第2回以降分納期間及 び回数	年 月 日から 年 月 日まで 回払

工事費概算額分納承認の上は、占冠村簡易水道事業給水管理条例及び占冠村簡易水道事業給水管理条例施行規則を厳守し、指定の期日までに間違いなく給水装置工事費を納入します。なお、工事費を完納するまでは、当該給水装置の所有権は、占冠村に留保することを承諾します。

保証人 住所
氏名 印

保証人 住所
氏名 印

上記の給水装置の工事費の支払いを、申請者が履行しないときは、保証人において工事費の返済をいたします。

第11号様式（第10条関係）

収入印紙
200円

工事費概算額分納証書

年 月 日

占冠村長 様

申請者 住所
氏名 印
保証人 住所
氏名 印
保証人 住所
氏名 印

下記の給水装置工事費概算額の分納については、占冠村簡易水道事業給水管理条例及び占冠村簡易水道事業給水管理条例施行規則を厳守し、工事費概算額の分納に関する一切の責任は、私及び保証人において引受け、いささかも迷惑をかけません。

なお、工事費概算額を完納するまでは、当該給水装置の所有権は、占冠村に留保することを承諾いたします。

記

給水装置工事の種類 新設・改造・修繕・撤去
給水装置の種類 専用給水装置・私設消火栓
設置場所 占冠村
給水装置工事費概算額 金 円也
工事費分納期間 年 月 日から 年 月 日まで
工事費分納方法

分納回	分納金額	分納額	分納回	分納金額	分納額
1回目	年 月 日	円	6回目	年 月 日	円
2回目	年 月 日	円	7回目	年 月 日	円
3回目	年 月 日	円	8回目	年 月 日	円
4回目	年 月 日	円	9回目	年 月 日	円
5回目	年 月 日	円	10回目	年 月 日	円

給水装置工事完了後、工事費概算額に過不足を生じたときは、第2回目以降の分納額で、精算することに異議ありません。

第12号様式（第10条関係）

工事費概算額分納承認通知書

第 号
年 月 日

様

占冠村長 様

年 月 日付けで申請のあった工事費概算額の方納申請について、下記
のとおり承認したので、通知します。

記

給水装置工事の種類 新設・改造・修繕・撤去
給水装置の種類 専用給水装置・私設消火栓
設置場所 占冠村
給水装置工事費概算額 金 円也
工事費分納期間 年 月 日から 年 月 日まで
工事費分納の方法

分納回	分納期限	分納額	分納回	分納期限	分納額
1 回目	年 月 日	円	6 回目	年 月 日	円
2 回目	年 月 日	円	7 回目	年 月 日	円
3 回目	年 月 日	円	8 回目	年 月 日	円
4 回目	年 月 日	円	9 回目	年 月 日	円
5 回目	年 月 日	円	10 回目	年 月 日	円

給水装置工事完了後、工事費概算額に過不足を生じたときは、第2回目以降の方納額
で精算することに異議ありません。

第13号様式（第15条関係）

水道使用申込・開栓書
閉栓届

年 月 日

占冠村長 様

給水装置使用者 住所

氏名

印

年 月 日から下記のとおり水道の使用^{開始}したいので^届申し込み^{ます}。
_{廃止}

記

給水装置の種類

専用給水装置・私設消火栓

設置場所

占冠村

給水装置の用途

一般用・営業用・団体用・大口用・臨時用

第14号様式（第16条関係）

給水装置所有者代理人選定（変更）届

年 月 日

占冠村長 様

給水装置所有者 住所
氏名

印

占冠村簡易水道事業給水管理条例施行規則第16条の規定により、下記の者を給水装置所有者代理人に（変更）したのでお届けします。

記

給水装置の種類	専用給水装置・私設消火栓
設置場所	占冠村
給水装置の用途	一般用・営業用・団体用・大口用・臨時用
給水装置所有者代理人	住所 氏名

印

第15号様式（第17条関係）

給水装置管理人選定（変更）届

年 月 日

占冠村長 様

給水装置所有者 住所
氏名

印

占冠村簡易水道事業給水管理条例施行規則第17条の規定により、下記の者を給水装置所有者代理人に選定したのでお届けします。

記

給水装置の種類 専用給水装置・私設消火栓
設置場所 占冠村
給水装置の用途 一般用・営業用・団体用・大口用・臨時用
給水装置所有者代理人 住所
氏名 印
代理人 住所
氏名 印

給水世帯	氏名	印	世帯数	氏名	印	世帯数

第16号様式（第18条関係）

給 水 装 置 用 途 変 更 届

年 月 日

占冠村長 様

給水装置所有者 住所
氏名

印

下記のとおり、給水装置の用途を変更したい（した）のでお届けします。

記

給 水 装 置 の 種 類	専用給水装置・私設消火栓
設 置 場 所	占冠村
給水装置用途変更月日	年 月 日
給 水 装 置 の 用 途	変更前 一般用・営業用・団体用・大口用・臨時用 変更後 一般用・営業用・団体用・大口用・臨時用

第17号様式（第19条関係）

給水装置使用者変更届

年 月 日

占冠村長 様

給水装置所有者 住所
氏名

印

給水装置の使用者を、下記のとおり変更しましたのでお届けします。

記

給水装置の種類	専用給水装置・私設消火栓
設置場所	占冠村
給水装置の用途	一般用・営業用・団体用・大口用・臨時用
給水装置の使用者	新使用者 住所
	氏名 印
	旧使用者 住所
	氏名 印

使用者変更月日 年 月 日

使用者変更の理由

第18号様式（第20条関係）

給水装置所有者変更届

年 月 日

占冠村長 様

新給水装置所有者	住所	
	氏名	印
旧給水装置所有者	住所	
	氏名	印

下記のとおり、給水装置の所有者を変更しましたのでお届けします。

記

給水装置の種類	専用給水装置・私設消火栓
設置場所	占冠村
給水装置の用途	一般用・営業用・団体用・大口用・臨時用
所有者変更の理由	

第19号様式（第21条関係）

水 道 消 防 用 使 用 届

年 月 日

占冠村長 様

使用者 住所
氏名 印

火災消火のため、下記のとおり水道を使用したのでお届けします。

なお、占冠村簡易水道事業給水管理条例第26条の規定により、使用水量を認定願います。

記

給水装置の種類	専用給水装置・私設消火栓
設置場所	占冠村
給水装置の用途	一般用・営業用・団体用・大口用・臨時用
火災発生日時	年 月 日 午後・午前 時 分頃
火災発生場所	占冠村

第20号様式（第22条関係）

水 質 検 査 請 求 書

年 月 日

占冠村長 様

検査請求者 住所
氏名

印

下記のとおり、水質検査を請求します。

記

給水装置の種類 専用給水装置・私設消火栓
設置場所 占冠村
給水装置の用途 一般用・営業用・団体用・大口用・臨時用
水質検査項目

1	一般細菌	13	1, 2-ジクロロエタン	25	総トリハロメタン	37	蒸発残留物
2	大腸菌群	14	1, 1-ジクロロエチレン	26	1, 3-ジクロロプロペン	38	陰イオン界面活性剤
3	カドミウム	15	ジクロロメタン	27	シマジン	39	1, 1, 1-トリクロロエタン
4	水銀	16	シス-1, 2-ジクロロエチレン	28	チウラム	40	フェノール類
5	セレン	17	テトラクロロエチレン	29	チオベンカルブ	41	有機物質(過マンガン酸カリウム消費量)
6	鉛	18	1, 1, 2-トリクロロエチレン	30	亜鉛	42	PH 値
7	ヒ素	19	トリクロロエチレン	31	鉄	43	味
8	六価クロム	20	ベンゼン	32	銅	44	臭 気
9	シアン	21	クロロホルム	33	ナトリウム	45	色 度
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	22	ジブromokロロメタン	34	マンガン	46	濁 度
11	フッ素	23	ブromोजクロロメタン	35	塩素イオン		
12	四塩化炭素	24	ブromohホルム	36	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		

(検査を請求しようとする項目に○で囲んで下さい)

第21号様式 (第22条関係)

水 質 検 査 結 果 通 知 書

第 年 月 日 号

様

占冠村長

様

年 月 日請求のありました水質検査の結果を、下記のとおり通知します。

なお、検査に要した費用がある場合は、同封の納入通知書により、指定期日までに納入して下さい。


記

水質検査項目及び検査費用

検 査 項 目	検査費用	検 査 項 目	検査費用	検 査 項 目	検査費用
1 一 般 細 菌		17 テトラクロロエチレン		33 ナ ト リ ウ ム	
2 大 腸 菌 群		18 1, 1, 2-トリクロロエチレン		34 マ ン ガ ン	
3 カ ド ミ ウ ム		19 トリクロロエチレン		35 塩 素 イ オ ン	
4 水 銀		20 ベ ン ゼ ン		36 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	
5 セ レ ン		21 ク ロ ロ ホ ル ム		37 蒸 発 残 留 物	
6 鉛		22 ジブロモクロロメタン		38 陰イオン界面活性剤	
7 ヒ 素		23 ブロモジクロロメタン		39 1, 1, 1-トリクロロエタン	
8 六 価 ク ロ ム		24 ブ ロ モ ホ ル ム		40 フ ェ ノ ール 類	
9 シ ア ン		25 総トリハロメタン		41 有機物質(過マンガン酸カリウム消費量)	
10 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		26 1, 3-ジクロロプロペン		42 P H 値	
11 フ ッ 素		27 シ マ ジ ン		43 味	
12 四 塩 化 炭 素		28 チ ウ ラ ム		44 臭 気	
13 1, 2-ジクロロエタン		29 チオベンカルブ		45 色 度	
14 1, 1-ジクロロエチレン		30 亜 鉛		46 濁 度	
15 ジクロロメタン		31 鉄		合 計 金 額	
16 シス-1, 2-ジクロロエチレン		32 銅			

第22号様式 (第23条関係)

(表 面)

第 号	
水道検査員身分証明書	
	占冠村役場産業建設課（水道担当） 氏名
	年 月 日 生
年 月 日 発行	
	占冠村長 印

(裏 面)

- 1 本証は、占冠村簡易水道事業給水管理条例第33条の規定により、給水装置の検査をするときは、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 4 本証の有効期間を、発行の日から1年とする。

第23号様式（第25条関係）

水 道 使 用 量 の お 知 ら せ

様

検針日 年 月 日

今回検針値

前回検針値

使用水量

基本水量

超過水量

上記の通り検針いたしました。

占冠村産業建設課（水道担当）

第24号様式（第26条関係）

水道料金等減免申請書

平成 年 月 日

占冠村長 様

申請者 住所
氏名 _____ 印

占冠村簡易水道事業給水管理条例施行規則第26条第2項に基づき、下記のとおり水道使用料等の減免を受けたいので申請します。

減免の区分	1 水道料金	2 使用料	3 手数料
需要家番号			
減免理由	1 生活扶助 2 所得皆無 3 災害等 4 その他 ()		

- 生活扶助を受けている方の住所及び氏名は、保護決定通知書又は保護証明書に記載されているものを記入してください。
- 需要家番号は、最近の領収書等に記載されているものを記入してください。
- 減免理由に基づく証明書類を添付してください。

第25号様式 (第26条関係)

水道料金等減免 決定・却下 通知書

年 月 日

様

占冠村長 印

年 月 日付けで申請のあった水道料金等の減免について下記のとおり決定・却下したので通知します。

記

減免の区分	1 水道料金	2 使用料	3 手数料
減免金額	1ヶ月当たり		円
減免開始月	年	月使用分から	
却下の理由			

※減免対象の事由が消滅したときは、直ちにその旨を申し出てください。

